

SECOJ

事業案内

2021



公益財団法人
日本船員雇用促進センター
Seamen's Employment Center of Japan

目 次

I	SECOJ のあゆみ	1
II	組織等	3
III	事業概要	5
IV	事業内容	6
V	事業実績	13
VI	賛助員	16



I SECOJ のあゆみ

1. 船員の雇用の促進に関する特別措置法の制定

1973年のオイルショック以降、我が国の海運企業をめぐる経済事情及び国際環境の著しい変化等に伴い、1976年から1977年にかけて、離職を余儀なくされた船員が増大する状況となりました。

このような深刻な船員の雇用状況に対処するため、1977年12月の第83回臨時国会において、陸上産業に関する特定不況業種離職者臨時措置法とともに、「船員の雇用の促進に関する特別措置法」（昭和52年法律第96号。以下「船特法」といいます。）が成立しました。

船特法においては、船員の知識又は技能の習得及び向上のための訓練、船員職業紹介等船員の雇用を促進するための事業を行う公益法人を「**船員雇用促進センター**」として指定することが定められました。

2. SECOJ の発足

船特法の成立を受けて、官労使により船員雇用促進センターの設立準備が進められた結果、既設の財団法人日本船員福利協会を基に、同協会が実施していた船員福利事業に加え、新たに船員の職域拡大・開拓の事業、船員の訓練事業及び船員の雇用促進・安定のための事業主への助成事業を加えるとともに、名称を**財団法人日本船員福利雇用促進センター（Seamen's Employment Center of Japan : SECOJ**。以下「センター」といいます。）と改めました。

センターは、1978年5月29日付けで運輸大臣から船特法に基づく「**船員雇用促進センター**」としての指定を受け、同年6月1日に正式に発足し、船員の雇用の促進及び安定を図るための事業を開始しました。

2013年4月1日には、公益法人制度改革に伴い、内閣府の認定を得て公益財団法人に移行し、名称を「**公益財団法人日本船員雇用促進センター**」に変更しました。

3. 新しい事業の展開

当センターは、我が国の海運企業を取り巻く環境変化を踏まえ、その時代のニーズに応じた事業展開に努めてきました。

(1) 開発途上国船員養成事業

外国人船員を対象とした開発途上国船員養成事業は、1990年度に始まり2000年度に他法人から引き継いでフィリピン等の船員教育機関修了生に対する研修を実施していましたが、2010年度から船員教育者に対する研修に変更しました。

当該事業の開始がセンターの国際的な事業展開へのステップとなりました。

(2) 外国人船員技能講習事業（承認船員養成事業）

2003年度には、国際船舶制度推進のためフィリピンにおいて外国人船員に対し、船舶料理士試験及び無線講習の事業を開始しました。その後も関係者のニーズに応じて講習等の種類を設定し、2009年度からは、実施国をインド及びブルガリアにも拡げました。

また、2010年度からは、新たに外国人船員承認制度に伴う船舶職員知識・能力審査を開始したほか、2015年度には海技免状失効再交付講習を開始しました。

(3) 船員求人情報ネット運営事業

2003年度から地方運輸局等の求人情報をまとめてインターネットで提供する船員求人情報ネットの運用を開始しました。2006年8月には厚生労働省のハローワーク（陸上の求人情報を提供）のホームページとリンクさせ、2016年4月からはスマートフォン等での検索が可能となるようシステムを改修しました。また、2019年2月には船員未経験者でも応募可能な求人情報のみをまとめたサイトを開設しました。

(4) 外航基幹職員養成事業

2007年度から官労使の関係者と連携し、外航基幹職員養成事業として外航日本人船員（海技者）確保・育成スキームを開始しました。

2014年度に内容を刷新し、現在は、外航船員を志望する若年者と外航船社とのマッチングの機会（合同面談会）を設け、選定した訓練生に外航船員としてのキャリアを形成することで、外航船員（海技者）への就職を促進する新たなスキームを実施しています。

(5) 船員計画雇用促進支援事業

2008年度から内航船員の高齢化の進展による船員不足等に対応し、次世代を担う船員の確保育成を推進するため、船員の計画的な雇用促進を支援する事業を開始しました。

事業のより効果的な実施のため適時に支援の対象者や対象職種等の見直しを行い、2020年度には、いわゆる就職氷河期世代における正規雇用を増やす国の取組みを踏まえ、当該世代を雇用・訓練した事業者に対する助成を追加しました。

(6) 技能訓練事業

船員の職域拡大及び雇用安定のためには、技能の向上が不可欠として、1978年の創立時よりニーズに応じた技能訓練を提供しています。

2016年度にはインターネットから受講申込ができるよう、2020年度にはさらに受付状況（抽選結果、受講確認等）、申込履歴、受講に関するお知らせ等が確認できるなどのシステムの改修を行いました。また、2019年度にはSTCW条約基本訓練講習を開始しました。

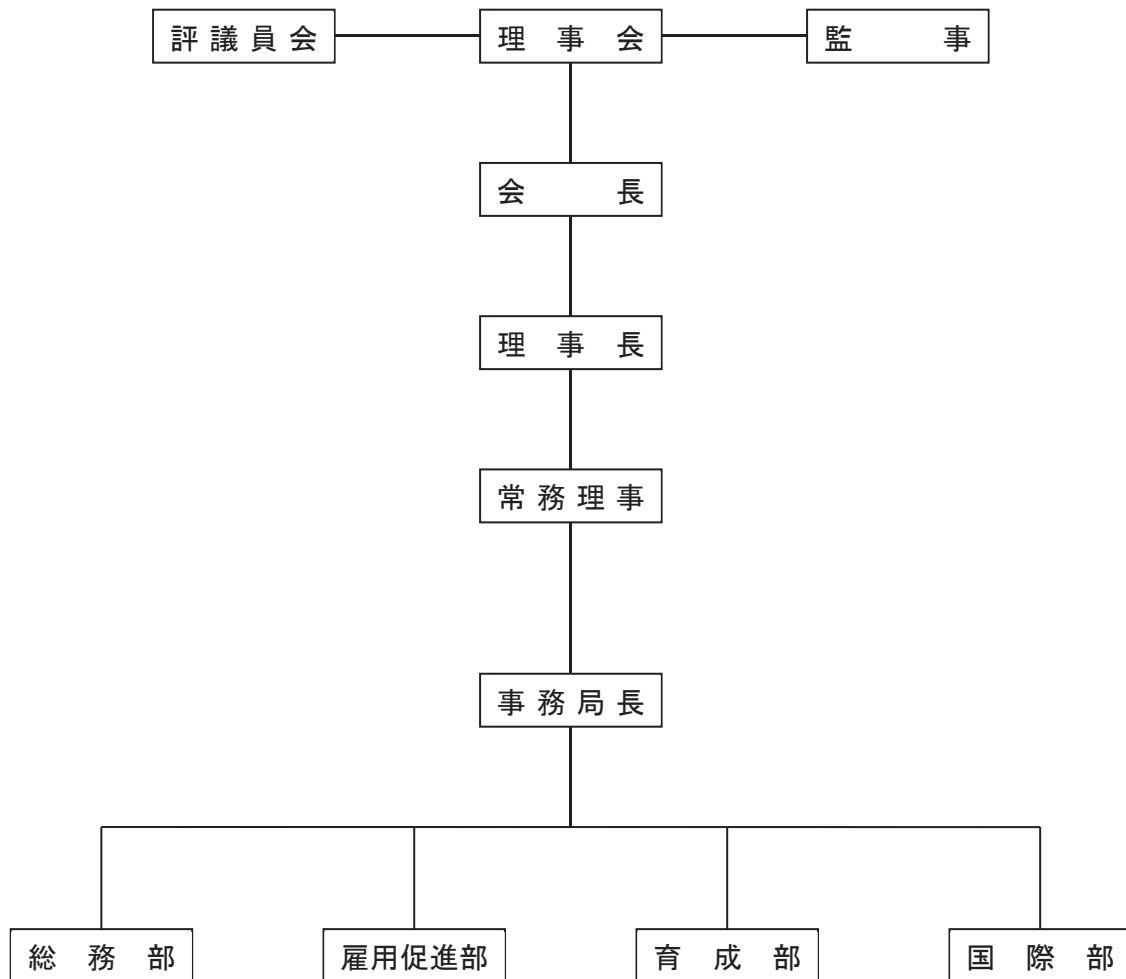
(7) 船員確保支援事業

2019年度より、当センターが作成した船員職業紹介資料等を活用して、船員未経験の方をはじめ多くの方に船員への就業を促すよう、あらゆる機会を通じて情報提供を行っています。

このように、センターは、従前の離職者に対する支援事業のみでなく、船員の雇用の促進及び技能の向上を図る事業等を拡充するとともに、広く国際的視野から我が国商船隊の発展に資する事業を展開して、外航、内航、漁業等我が国の海運業及び水産業の発展に貢献しています。

II 組織等

1. 組織



2. 役員及び評議員（2021年7月1日現在）

役職名	氏名	勤務形態	勤務先・役職
会長	武藤光一	非常勤	株式会社商船三井特別顧問
理事長	保坂均	常勤	公益財団法人日本船員雇用促進センター
常務理事	林敏博	〃	公益財団法人日本船員雇用促進センター
理事	池谷義之	非常勤	全日本海員組合国際局長
〃	乾隆志	〃	外航オーナーズ協会会長
〃	内海和彦	〃	一般社団法人大日本水産会専務理事
〃	加藤由起夫	〃	日本内航海運組合総連合会理事長
〃	友田圭司	〃	一般社団法人日本船主協会副会長
〃	森重俊也	〃	一般社団法人日本船主協会理事長
〃	森田保己	〃	全日本海員組合組合長
監事	小山田充宏	非常勤	NSユナイテッド海運株式会社取締役・専務執行役員
〃	鈴木順三	〃	全日本海員組合総務局長
評議員	大森彰	非常勤	一般社団法人日本船主協会常務理事
〃	岡崎一正	〃	日本郵船株式会社執行役員
〃	越水豊	〃	一般社団法人日本船主協会海事人材部長
〃	高橋健二	〃	全日本海員組合水産局長
〃	谷本光央	〃	株式会社商船三井執行役員
〃	平岡英彦	〃	全日本海員組合国内局長
〃	藤岡宗一	〃	日本内航海運組合総連合会審議役
〃	藤丸明寛	〃	川崎汽船株式会社執行役員
〃	松本冬樹	〃	一般社団法人大日本水産会事業部長
〃	渡邊裕之	〃	全日本海員組合国際局国際部長

3. 基本財産

13億351万円

Ⅲ 事業概要

1. 船員雇用促進等事業

(1) 外航基幹職員養成事業

(2) 船員雇用促進事業

- ① 船員求人情報ネット運営事業
- ② 船員計画雇用促進支援事業
- ③ 船員確保支援事業
- ④ 離職船員の登録及び就職あっせん

(3) 技能訓練事業

- ① 船舶職員養成訓練及び海技免許講習
- ② ECDIS シミュレータ訓練
- ③ タンカー研修
- ④ 無線関係講習
- ⑤ STCW 条約基本訓練講習

2. 国際事業

(1) 開発途上国船員養成事業

(2) 外国人船員技能講習事業（承認船員養成事業）

- ① 船舶職員知識・能力審査
- ② 海技免許講習
- ③ 無線関係講習
- ④ 海技免状失効再交付講習
- ⑤ 国内海事法令講習に関する監査



IV 事業内容

1. 船員雇用促進等事業

(1) 外航基幹職員養成事業

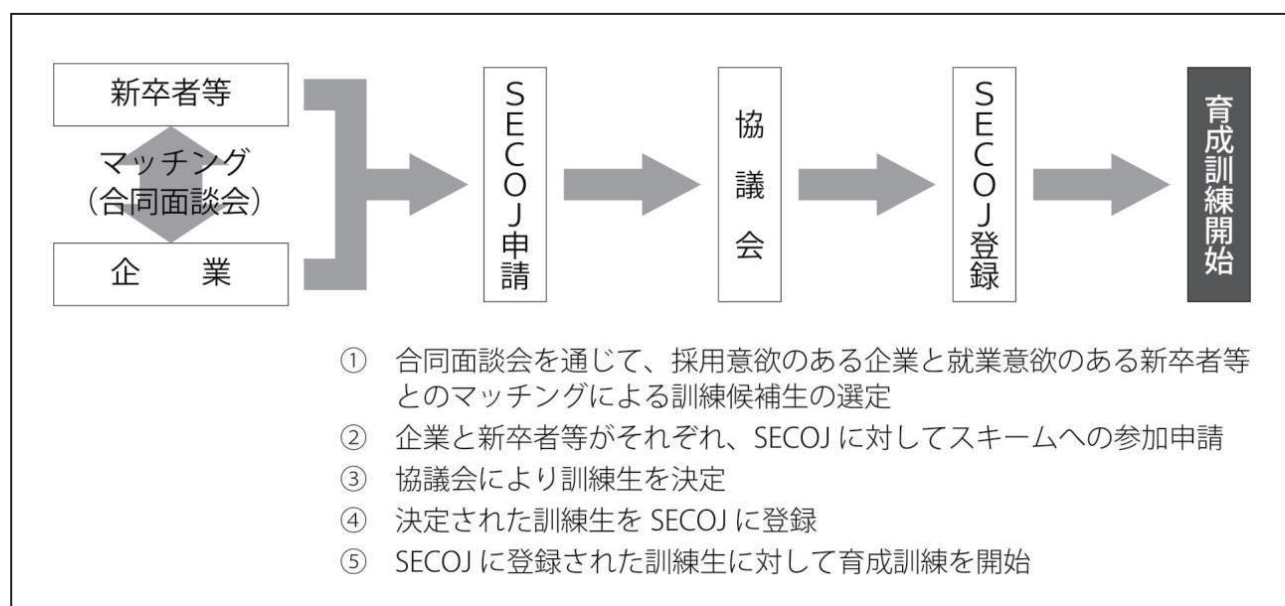
- ① 外航商船での実務経験などを通じて、即戦力として活躍できる船員（海技者）としてのキャリア形成を図ることを目的として、外航日本人船員（海技者）確保・育成スキームを実施しています。

2015年度に開始したスキーム生（以下「新スキーム生」といいます。）に対する育成訓練は、就職が確定した段階又は1年間の訓練期間の満了により終了します。

- ② 2014年度から関東、関西及び中国において、外航船員を志望する若年者と外航船社とのマッチングの機会（合同面談会）を毎年各1回程度設け、訓練生の選定を行っています（募集定員20名程度）。

これら訓練生は、マッチングした翌年度に1年間を期間とし、当センターに登録された新スキーム生として、独立行政法人海技教育機構海技大学校等における陸上研修及びマッチング先の企業が手配した外航商船における三等航海士又は機関士の実務に即した乗船実習（定員外）を実施し、外航船員としてのキャリア形成を図ります。合計1年間にわたる陸上研修及び乗船実習を終了した後、訓練生とマッチング先の双方が合意した場合に、当該訓練生は外航船員（海技者）としてその企業に採用されます。

外航基幹職員養成事業（新スキーム）の流れ



(2) 船員雇用促進事業

① 船員求人情報ネット運営事業

地方運輸局等の船員職業安定業務窓口及び船員職業紹介事業の許可団体に登録された船員求人情報を当センターにおいてインターネットにより提供し、パソコン、スマートフォン及びタブレットから検索できます。2019年2月に船員未経験者でも応募可能な求人情報のみをまとめたサイトを追加しました。

〔船員求人情報ネットのアドレス〕 <https://jobs4seamen.net/>

〔船員未経験者用船員求人情報ネットのアドレス〕 <https://umihw.jobs4seamen.net/>

② 船員計画雇用促進支援事業

内航船員の高齢化の進展による船員不足等に対応し、次世代を担う船員の確保育成を推進するため、海上運送法に基づく「日本船舶・船員確保計画」の認定を受けた船員を雇用する船舶運航事業者等に対し助成します。

2021年度の助成金の対象者及び最大支給額は次のとおりです。2020年度よりいわゆる就職氷河期世代における正規雇用を増やす国の取組みを踏まえ、当該世代を雇用・訓練した事業者に対する助成を追加しました。

なお、予算の範囲内において支給をするため、対象人数に応じて支給額は変動します。

助成金区分		運航要員（甲板部・機関部・無線部の職・部員）			司厨部員
		船員教育機関卒業者 (海技教育機構を除く)	船員教育機関卒業者以外の者 及び女性・退職自衛官	海技教育機構卒業者	
A	甲板部・無線部	40,000円 × 1か月	40,000円 × 3か月	/	/
	機関部	40,000円 × 2か月	50,000円 × 6か月		
B		80,000円			
C	甲板部・無線部	40,000円 × 3か月			40,000円 × 3か月
	機関部	50,000円 × 6か月			

- ※ 1) 助成金A及びBの対象者は、年齢35歳未満の者
 2) 日本内航海運組合総連合会傘下の組合の事業者には、助成金Aに加え、雇用期間が6か月以上の船員一人当たり最大80,000円を支給します。
 3) 助成金Cの対象者は、年齢35歳以上45歳未満の者

③ 船員確保支援事業

国土交通省の主催により東京（２回）、福岡、札幌、仙台、今治及び神戸（２回）において毎年８回開催される海技者セミナー、厚生労働省の主催により東京で開催される若者就職説明会及び一般社団法人自衛隊援護協会の主催により海上自衛隊地方総監部において開催される海事セミナー等に参画するなどし、船員経験者又は未経験者向けに、当センターが作成した船員職業紹介資料（船員未経験者向けパンフレット「船で働きませんか？」、学生向けリーフレット「Let's Work on Ships」）等を活用して、あらゆる機会を通じて船員への就業を促すよう情報提供を行います。

④ 離職船員の登録及び就職あっせん

当センターは、船員職業安定法の特例措置により、船員職業紹介を行っています。船員として仕事を探している離職者は、直接センターに求職の登録を行うことができ、登録者には条件に適合する求人を紹介します。

(3) 技能訓練事業

雇用船員（船員保険任意継続者を含みます。）及び離職船員を対象に、技能の向上及び資格取得を促進するため、次の訓練を各地で開催します。

（船員トレーニングネット（<https://training.secoj.com>）ご参照）

なお、当センターが開催する技能訓練の受講料は無料です。

① 船舶職員養成訓練及び海技免許講習

ア 雇用船員及び離職船員を対象に海技資格（３～６級）の取得のための訓練を実施します。

イ 船舶職員養成訓練の受講者に対し、海技士（航海又は機関）免許の取得のための海技免許講習を実施します。

② ECDIS シミュレータ訓練

２０１０年の改正 STCW 条約（マニラ改正）により、ECDIS（電子海図情報表示装置）に関する特定要件が追加されたことから、雇用船員及び離職船員を対象に、船長や航海当直に従事する航海士が海技免許の限定を解除するための訓練を実施します。

③ タンカー研修

雇用船員及び離職船員を対象に、危険物等取扱責任者等タンカーへの乗り組みに必要な知識・技能の習得及び向上のための研修を実施します。

④ **無線関係講習**

雇用船員及び離職船員を対象に、第1級海上特殊無線技士研修及び船舶局無線従事者証明新規訓練を、雇用船員を対象に第3級海上無線通信士研修を実施します。

⑤ **STCW 条約基本訓練講習**

雇用船員を対象に2010年の改正 STCW 条約（マニラ改正）において義務化された基本訓練の生存訓練と防火・消火訓練を実施します。

2021年度 技能訓練実施計画

1. 船舶職員養成訓練	2. 海技免許講習	3. ECDISシミュレータ訓練	5. 無線関係講習
<p>(1) 3級海技士研修 (航海科・機関科)</p> <p>① 5/7～7/10 尾道 ② 8/13～10/16 広島</p> <p>(注) 3級海技士の免許取得には、別掲2.(1)の海技免許講習修了が必要です。</p> <p>(2) 4～5級海技士研修 (航海科・機関科)</p> <p>① 4/6～5/31 気仙沼 ② 6/10～7/31 下関 ③ 7/28～8/31 尾道 ④ 9/21～11/15 三角 ⑤ 9/28～11/22 西海 ⑥ 1/12～3/4 広島</p> <p>(注) 4～5級海技士の免許取得には、別掲2.(2)の海技免許講習修了が必要です。</p> <p>(3) 6級海技士研修 (航海科・機関科)</p> <p>① 8/26～9/6 三角 ② 11/13～11/23 広島 ③ 1/22～1/31 下関</p> <p>(機関科)</p> <p>① 7/15～12/24 尾道 (第一種養成講習)</p> <p>(注) 6級海技士の免許取得には、別掲2.(3)の海技免許講習修了が必要です。</p>	<p>(1) 3級海技士研修向け (航海科・機関科)</p> <p>① 上級航海英語 5/15～5/25 上級機関英語 5/15～5/23 その他 7/15～7/22 尾道 ② 上級航海英語 9/28～10/9 上級機関英語 9/28～10/7 その他 10/20～10/27 広島</p> <p>(注) 1.(1)の3級海技士研修受講者が受講できます。4～5級海技士の免許受有者は、上級英語の講習期間を2日間短縮できます。</p> <p>(2) 4～5級海技士研修向け (航海科・機関科)</p> <p>① 6/6～6/24 気仙沼 ② 8/7～8/17 下関 ③ 9/5～9/14 尾道 ④ 11/21～12/16 三角 ⑤ 11/29～12/14 西海 ⑥ 3/14～3/23 広島</p> <p>(注) 1.(2)の4～5級海技士研修受講者が受講できます。</p> <p>(3) 6級海技士研修向け (航海科・機関科)</p> <p>① 9/8～9/16 三角 ② 11/26～12/1 広島 ③ 2/2～2/7 下関</p> <p>(機関科)</p> <p>① 10/8～10/10 尾道 (注) 1.(3)の6級海技士研修受講者が受講できます。</p>	<p>(1) 登録電子海図情報表示装置講習</p> <p>① 6/7～6/11 芦屋 (日本無線) ② 7/26～7/30 深江 (古野電気、東京計器、日本無線) ③ 8/2～8/6 芦屋 (日本無線) ④ 8/30～9/3 深江 (古野電気、東京計器、日本無線) ⑤ 9/27～10/1 深江 (古野電気、東京計器、日本無線) ⑥ 10/25～10/29 深江 (古野電気、東京計器、日本無線) ⑦ 11/8～11/12 芦屋 (日本無線) ⑧ 11/29～12/3 深江 (古野電気、東京計器、日本無線) ⑨ 12/20～12/24 芦屋 (日本無線)</p> <p>(注) ()内は使用機器メーカーです。使用機器のオペレーションモデル名は、別途「募集案内」をご覧ください。</p>	<p>(1) 第3級海上無線通信士 (船舶局無線従事者証明新規訓練を含む。)</p> <p>① 5/24～6/8 東京 ② 11/23～12/8 東京</p> <p>(注) 雇用船員、船員保険任意継続者が受講対象です。</p> <p>(2) 第1級海上特殊無線技士</p> <p>① 7/26～8/3 気仙沼 ② 8/2～8/8 三角 ③ 10/28～11/3 広島 ④ 2/28～3/5 下関</p> <p>(3) 船舶局無線従事者証明新規訓練</p> <p>① 9/6～9/8 東京 ② 1/14～1/16 気仙沼</p>
		4. タンカー研修	6. STCW条約基本訓練講習
		<p>海上防災訓練標準コース (5日間)</p> <p>① 5/31～6/4 横須賀 ② 6/28～7/2 横須賀 ③ 8/30～9/3 横須賀 ④ 11/8～11/12 横須賀 ⑤ 12/20～12/24 横須賀 ⑥ 1/24～1/28 横須賀</p>	<p>① 6/15～6/16 関西 ② 6/30～7/1 関東 ③ 7/13～7/14 九州 ④ 9/29～9/30 関東 ⑤ 10/26～10/27 関西 ⑥ 11/8～11/9 九州</p> <p>(注) 雇用船員が受講対象です。</p>
<p>注 1) 雇用船員、船員保険任意継続者及び離職船員が無料で受講できます。 2) 訓練の詳細は、別途「募集案内」をご覧ください。 3) 応募者が僅少の場合は中止することがあります。 4) 開催日程、開催地等は、新型コロナウイルスの感染状況等により中止又は変更することがあります。</p>			

2. 国際事業

(1) 開発途上国船員養成事業

国土交通省と連携して、フィリピン、インドネシア及びベトナムから船員教育機関の教官を我が国に受け入れて研修を実施し、教育レベルの質的向上を図ることにより、自国の船員教育にフィードバックさせることを目的としています。フィリピン人教官については、実践的な教授法に関する演習など、内容を一部高度化した上級研修を実施します。



(2) 外国人船員技能講習事業（承認船員養成事業）

我が国の国際船舶に乗船する外国人船員に対する締約国資格受有者承認証及び無線関係の資格取得のニーズに対応し、国際船舶制度の推進に貢献することを目的として、各種資格の取得を支援するため、フィリピン、インド及びブルガリアにおいて次の事業を実施します。

また、新型コロナウイルス感染症の影響により配乗がひっ迫する中、船社のニーズに応えるべくロシア、ベトナム等新たな国での実施も計画しています。

① 船舶職員知識・能力審査

外国人船員承認制度(*)のもと、船舶職員知識・能力審査を実施します。この審査に合格した者は、国土交通大臣から締約国資格受有者承認証の交付を受けることができます。

(*) 外国人船員承認制度は、外国船員資格を受有する航海士、機関士を国土交通大臣の承認の下、我が国「国際船舶」の船舶職員として受け入れる制度です。

② 海技免許講習

3級海技士（電子通信）海技免状を取得するために必要な海技免許講習を実施します。

③ 無線関係講習

第1級海上特殊無線技士講習、第3級海上無線通信士講習及び船舶局無線従事者証明取得のための訓練を実施します。

同講習及び訓練を修了した者は、公益財団法人日本無線協会を經由して、関東総合通信局に申請し、各資格の免許証の交付又は証明書の交付を受けることができます。

④ 海技免状失効再交付講習

フィリピンにおいて、3級海技士（電子通信）が失効した外国人船員向けの海技免状失効再交付講習を実施します。

同講習を修了した者は、同資格の有効な海技免状の再交付を受けることができます。

⑤ 国内海事法令講習に関する監査

eラーニングによる国内海事法令講習を実施する講習機関からの要請に応じ、講習修了試験の管理に関する監査を実施します。



V 事業実績

1. 船員雇用促進等事業

(1) 外航基幹職員養成事業に係る就職実績（2021年6月1日現在）

年 度 / 期		参加者数	海事産業就職者				その他	在籍者数	直接採用
			計	外航	内航	海事関係			
旧スキーム 第1期生～第8期生		98	84	53	18	13	14	0	0
2014年度 合同面談会	新1期生 (2015年10月～)	7	6	6	0	0	1	0	5
2015年度 合同面談会	新1期生 (2015年10月～)	6	6	5	0	1	0	0	4
	新2期生 (2016年10月～)	16	15	15	0	0	1	0	
2016年度 合同面談会	新3期生 (2017年10月～)	12	9	9	0	0	3	0	3
2017年度 合同面談会	新3期生 (2017年10月～)	3	3	3	0	0	0	0	7
	新4期生 (2018年10月～)	9	9	9	0	0	0	0	
2018年度 合同面談会	新4期生 (2018年10月～)	3	2	2	0	0	1	0	6
	新5期生 (2019年10月～)	14	11	11	0	0	3	0	
2019年度 合同面談会	新5期生 (2019年10月～)	2	2	2	0	0	0	0	11
	新6期生 (2020年10月～)	16	14	14	0	0	0	8	
2020年度 合同面談会	新6期生 (2020年10月～)	1	1	1	0	0	0	0	6
	新7期生 (2021年10月～)	10	0	0	0	0	0	10	
計		99	78	77	0	1	9	12	42
合 計		197	162	130	18	14	23	12	42

(注) 各期生の参加者数には、合同面談会後の追加募集者を含みます。

(2) 船員雇用促進事業

① 船員求人情報ネット運営事業

掲載求人情報件数 9, 100件 (2021年3月31日現在)
 アクセス件数 830, 344件 (2020年度)
 (パソコン133, 685件、スマートフォン等696, 659件)
 未経験者用サイトアクセス件数 119, 183件 (2020年度)

② 船員計画雇用促進支援助成金の支給 (2020年度)

助成対象者数 87社 399名
 支給額 40, 070, 000円

(3) 技能訓練事業

① 2020年度実績

研修・講習名		実施回数	受講者数		
			雇用	離職	合計
船舶職員養成訓練	3級海技士研修	4	29	4	33
	4～5級海技士研修	13	139	21	160
	6級海技士研修	7	62	13	75
	計	24	230	38	268
ECDISシミュレータ訓練	登録電子海図情報表示装置講習	9	45	9	54
タンカー研修	海上防災訓練標準コース	8	121	9	130
無線関係講習	第1級海上特殊無線技士研修	4	61	30	91
	第3級海上無線通信士研修	2	25	—	25
	船舶局無線従事者証明新規訓練	2	28	11	39
	計	8	114	41	155
海技免許講習	3級海技士	4	20	4	24
	4～5級海技士	13	117	15	132
	6級海技士	7	54	13	67
	計	24	191	32	223
STCW条約基本訓練講習		10	71	—	71
総合計		83	772	129	901
		(73)	(788)	(159)	(947)

(注) ()内は、前年度の実績です。

② 技能訓練受講者の再就職等

2019年度技能訓練（船舶職員養成訓練）の3級～6級海技士研修の受講者241名（雇用船員188名、離職船員53名）に対する追跡調査

○ 雇用船員188名（船員保険任意継続者10名を除く。）中、回答者141名（回答率75%）のうち、受講後も元の会社に在籍している者は125名（89%）でした。また、受講前より上級の試験に合格した者は、141名中114名（80%）でした。

○ 離職船員43名及び船員保険任意継続者10名中、回答者9名（回答率17%）のうち、受講前より上級の試験に合格した者は8名（89%）、再就職した者も8名（89%）でした。

2. 国際事業

(1) 開発途上国船員養成事業

国 別	年度・期	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度
		7期生	8期生	9期生	10期生	—
フィリピン		6	8	4	6	—
インドネシア		4	2	2	2	—
ベトナム		4	2	2	2	—
ミャンマー		4	2	2	2	—
計		18	14	10	12	—

(注) 2020年度は、新型コロナウイルスの感染拡大の影響を受け、中止しました。

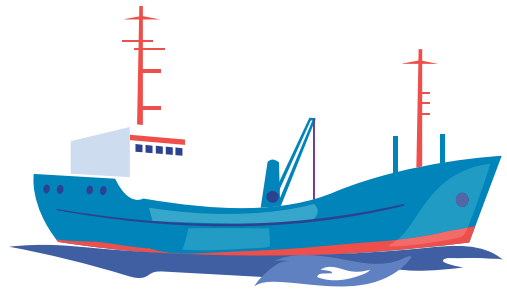
(2) 外国人船員技能講習事業（承認船員養成事業）

事業名	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度
船舶職員知識・能力審査	7回 817名	7回 1,185名	7回 894名	7回 550名	1回 32名
海技免許講習	8回 686名	8回 841名	8回 641名	8回 367名	1回 25名
無線関係講習	24回 1,621名	24回 1,908名	24回 1,617名	24回 972名	3回 87名
海技免状失効再交付講習	6回 21名	4回 14名	2回 6名	4回 20名	1回 2名
国内海事法令講習監査	3回	3回	3回	3回	—

(注) 上段は実施回数、下段は合格（修了）者数。

2020年度は、新型コロナウイルスの感染拡大により移動が制限されたため、ウェブ会議システムによる遠隔での審査・講習等を1回実施しました。

VI 賛助員



一般賛助員（24 法人）

旭海運(株)	飯野海運(株)	出光タンカー(株)	乾汽船(株)
NSユニテッド海運(株)	ENEOS オーシャン(株)	大阪船舶(株)	川崎汽船(株)
共栄タンカー(株)	近海郵船(株)	ケイラインローバルシップマネジメント(株)	
(株)商船三井	商船三井オーシャンエキスパート(株)		商船三井客船(株)
第一中央汽船(株)	太平洋汽船(株)	東興海運(株)	玉井商船(株)
日本郵船(株)	八馬汽船(株)	枅本海運産業(株)	美須賀海運(株)
三菱鉱石輸送(株)	明治海運(株)		

特別賛助員（62 法人）

朝日海運(株)	東汽船(株)	イイノガストランスポート(株)	
イーグルシップマネジメント(株)		伊予船舶(株)	上野トランステック(株)
NSユニテッド内航海運(株)		(株)エムエスケイ	エスオーシーマリン(株)
MOL マリン&エンジニアリング(株)		オーシャントランス(株)	(一財)尾道海技学院
(株)カネダイ	川近シップマネジメント(株)		川崎近海汽船(株)
(一財)関門海技協会	木村海運(株)	共同船舶(株)	旭東海運(株)
清丸海運(株)	栗林商船(株)	玄海汽船(株)	興和海運(株)
幸洋汽船(株)	三光汽船(株)	三洋海事(株)	四国フェリー(株)
芝浦通船(株)	昭和日タンマリタイム(株)		シヨクユタンカー(株)
神鋼物流(株)	新宝海運(株)	全日本海員組合	大盛丸海運(株)
太平洋フェリー(株)	太平洋フェリーサービス(株)		太洋産業貿易(株)
大和海運(株)	(株)辰巳商会	田頭海運(株)	田渕海運(株)
鶴丸海運(株)	鶴見サンマリン(株)	(株)ティー・エス・ジー	内海曳船(株)
浪速タンカー(株)	日新船舶(株)	日宣汽船(株)	日鉄物流君津(株)
日本ガスライン(株)	日本内航海運組合総連合会		(一社)日本旅客船協会
(一社)広島海技学院	福寿船舶(株)	(株)フェリーさんふらわあ	
(株)三原汽船	(有)三原汽船	宮島松大汽船(株)	(有)村木直海運
山本汽船(株)	(株)ユニバーサルマリン	(株)りゅうせき	

(2021年7月1日現在)

当センターの事業は、基本財産の運用収益、一般・特別賛助員の賛助会費のほか、国（一般会計、労働保険特別会計）及び公益財団法人日本海事センターからの補助金、日本内航海運組合総連合会及び海運・漁業団体からの助成金・負担金により運営されています。



公益財団法人日本船員雇用促進センター



最寄りの駅

- JR東日本 京葉線「八丁堀駅」(B3番出口より徒歩4分)
- 東京メトロ 日比谷線「八丁堀駅」(A2番出口より徒歩6分)
- 東京メトロ 有楽町線「新富町駅」(7番出口より徒歩8分)



SECOJ

公益財団法人日本船員雇用促進センター
(法人番号 9010005004144)

〒104-0043 東京都中央区湊1丁目6番11号 ACN八丁堀ビル6階

TEL: 03(3523)5990 (代表・総務部)

03(3523)5991 (雇用促進部)

03(3523)5992 (国際部)

03(3523)5993 (育成部)

FAX: 03(3523)5995

SECOJウェブサイト : <http://www.secoj.com/>

